



埼玉県県民活動総合センター利用に関する許可の基準等

当センターでは、次の条件に該当する場合、施設の利用を許可することが出来ないことがあります。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 集団的または常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上支障があるとき。

※その他、センターの管理上支障があると認められるとき、公共の福祉を阻害するおそれがあるとき等は、利用の許可をすることができません。

利用の申請に対する許可等の事務は、下記の期間内に行います。

申請書を受理した日から2開館日以内。ただし、宿泊利用の許可については、宿泊人数の確定申請のあった日から起算することとします。

当センターでは、次の条件に該当する場合、施設利用許可の停止や取消及び以後の利用を許可しない等の処分を行う場合があります。

- (1) 定められた納入期限までに、利用料金を納付しなかったとき。
- (2) 利用に係る権利を他人に譲渡、又は転貸したとき。
- (3) 利用許可の際に付した条件、又は指示に反したとき。
- (4) 利用申請書等の記載事項に虚偽があると認められる等、不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (5) 利用目的以外の目的に、施設を利用したとき。
- (6) 許可なく付帯設備をセンター外に持ち出したとき。
- (7) 許可なく定められた利用時間外に付帯設備を利用したとき。
- (8) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板、懸垂幕等を掲出したり、文字等を書いたとき。もしくはクギ等を打ったとき。
- (9) 許可なく危険または不潔な物品もしくは動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込んだとき。
- (10) 許可なく火気を使用し、または特別の設備を設置したとき。
- (11) 収容人数を超えて入場させた、入場したとき、もしくは収容人員の管理が出来ないおそれがあると認められるとき。
- (12) 所定の場所以外で飲食し、または喫煙したとき。
- (13) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行ったとき。
- (14) 騒音、大声等を発し、または暴力を用いたとき。
- (15) その他、職員の指示に従わなかったとき。

公益財団法人いきいき埼玉

運用の原則

利用に関する許可の基準等に違反があった際は、原則として次のとおり対応します。

- (1) 違反者に対し、具体的な違反内容を提示するとともに、再度違反を繰り返さないよう注意する。
- (2) 同一利用者が再度の違反を行った場合は、厳重に注意するとともに、誓約書等文書を提出させる。
- (3) 上記文書の提出を拒否した場合、又は文書提出後に再度の違反があった場合は、許可済の利用許可を取消すとともに、以後の利用を許可しない。

※利用者への不利益処分を行う場合は埼玉県県民活動総合センター指定管理者基本協定第6条第5項の規定に準拠した手続きを行います。